

農業用機械の購入や農地の賃借料などを支援します ～農業用機械購入費等補助事業 追加要望調査～

上山市では、農業をがんばる担い手の皆さんを応援するため、農業用機械の購入費、施設の整備・改修費、農地の賃借料などへの補助を行っております。

当初の要望状況や事業費の調整の結果、本事業において追加的に活用可能な予算が見込まれるため、追加要望調査を実施します。

なお、**本事業は、令和9年3月31日までに機械等の納品と支払が必要となります**ので、補助事業の活用を希望される方は、納期の確認を行ったうえで、必要書類を添えてご提出ください。

1 上山市担い手等経営確立支援事業 (農業用機械購入、施設等整備及び改修) 費補助金



(1) 認定新規就農者支援事業

対象者	補助の対象になるもの	補助金額
認定新規就農者	- 農地賃借料（法の手続きに基づくもの。三親等内の賃借を除く。最長3年間） - 生産販売を目的とする施設の利用率（対象者名義で販売する場合に限る。）	年間賃借料、利用料(税抜)の1/2 (上限：20万円)
	- 農業用機械購入費 - 農業用機械及び農地整備に必要な機械の賃借料（レンタル、短期間のリースに限る） - 施設等整備及び改修費	購入費等(税抜)の1/2 (上限：50万円)

(2) 集落営農組織支援事業、認定農業者支援事業

対象者	補助の対象になるもの	補助金額
集落営農組織	- 農業用機械購入費 - 農業用機械及び農地整備に必要な機械の賃借料（レンタル、短期間のリースに限る）	購入費等(税抜)の1/2 (上限：50万円)
認定農業者	施設等整備及び改修費	購入費等(税抜)の1/3 (上限：50万円)

2 提出書類

- (1) 要望書
- (2) 農地の賃貸借契約等の内容が確認できる書類
- (3) 機械購入、機械等の賃借、施設整備・改修の内容が確認できる書類
(見積書の写し、カタログ等)

3 要望調査実施期間

令和8年8月19日から当面の間、実施します。

4 留意事項

- (1) 予算の範囲内でポイントが上位の方から採択しますので、ご了承ください。
- (2) 機械や施設の機能を向上させる改修は補助対象となりますが、修繕、補修、オーバーホールは対象外です。
- (3) 対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上（中古の場合は2年以上）のもので。また、汎用性の高い機械等は対象外となります。
- (4) **今年度本事業を活用した方は、対象外となります。**

5 提出先・お問い合わせ

上山市農林夢づくり課 農政企画係 担当：佐竹、長谷川

TEL：023-672-1111（内線408）／FAX：023-672-1112

要望書

1 対象者【必須】

住 所	〒			
氏名（名称）				
電話番号				
経営体の区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	その他

2 事業内容（農業用機械購入、施設等整備・改修）

希望する事業 ※該当にチェック	☐ 認定新規就農者支援事業
	☐ 集落営農組織支援事業、認定農業者支援事業
	☐ 農地集積・集約化支援事業
機械・施設名称 規模、台数等	例）機械購入：トラクター(43PS)1台、スピードスプレー(70ℓ/分)1台 施設整備・改修：パイプハウス(間口10m奥行50m)1棟 パイプハウス改修(雨除けの増設) 機械レンタル：コンボ(5/16～6/10)、チップパー(11/1～11/15) 賃借料・使用料：年間賃借料
事業費	円（税抜）
着工(契約)予定年月	令和 年 月（予定）